

建設常任委員会記録

令和5年9月11日（月）於 前川新館3階第3会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時08分

○出席委員（6名）

7番 竹内博之委員 12番 齋藤豪委員 13番 蛭名正樹委員
15番 石山敬委員 26番 工藤光志委員 28番 田中元委員

○出席理事者（2名）

建設部長 木村和彦 建築指導課長 原子覚

○出席事務局職員（2名）

主幹兼議事係長 蝦名良平 書記 田村宣樹

————— † ————— ◁ ▷ ————— † —————

【午前10時00分 開会】

○委員長（齋藤 豪委員） これより、建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
本定例会において、建設常任委員会に付託されました案件は議案1件であります。

議案第67号 弘前市空き家等の活用、適正管理等に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（齋藤 豪委員） 議案第67号弘前市空き家等の活用、適正管理等に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。建設部長。

○建設部長（木村和彦） 議案第67号弘前市空き家等の活用、適正管理等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。改正内容につきましては、主にこちらの資料で御説明させていただきます。

それでは、1の条例改正の概要について御説明いたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、財産管理人の選任について法律の規定を適用することとするなど、所要の改正をしようとするものであります。

なお、この法律は、本年6月14日に公布され、6か月以内に施行されるもので、本日現在、まだ施行されておられません。以下、法律と呼ばさせていただきます。

続きまして、2の条例改正の内容について御説明いたします。

ここからは、お手元の資料1の新旧対照表も併せて御参照くださるようお願いいたします。

新旧対照表の左側に条例改正案を、右側に現行条例を記載しており、朱書きの部分が改正しよ

うとする部分となっております。

2の条例改正の内容の(1)は、法律の一部改正により、法第14条において、空き家等の管理に関する民法の特例として、市町村長は、家庭裁判所等に対して財産の管理人等の選任請求等を行うことができることと規定されたことから、重複することとなる条例第20条を削除するものであります。

次に(2)は、法律の一部改正により、法第10条第3項において、空き家等に工作物を設置している者、これは電気メーターやガスメーターを設置している事業者が想定されているものですが、市長から空き家等に工作物を設置している者等に対して空き家等の所有者等に関する情報提供を求めた場合に、求められた相手方が原則として対応することとするため、その旨を追加規定するものであります。新旧対照表の2ページ、改正後の条例第20条第2項の朱書きになっている部分でございます。

次に(3)は、法律の一部改正により、空家等対策協議会及び空家等対策計画を規定する部分に条ずれが生じたことから、条例において、これらを引用する部分の条ずれを整理するものであります。

このほか、現行条例第20条を削除することにより条ずれが生じるための整理を行うものであります。

最後に、3の施行日について御説明いたします。

附則において、本条例の施行期日は、条例の公布の日または空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日としております。

なお、資料3は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正の概要を参考資料として添付しております。

以上が、議案第67号弘前市空き家等の活用、適正管理等に関する条例の一部を改正する条例案の内容でございます。

十分なる御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長(齋藤 豪委員) 本案に対し、御質疑ございませんか。

○15番(石山 敬委員) 私からは、資料3、1の活用拡大の中の、③支援法人制度の項目について質疑させていただきます。

まず、一つ目の、市区町村長がNPO法人、社団法人等を空家等管理活用支援法人に指定という部分がかかれてありますけれども、NPO法人、社団法人とは例えばどういった法人のことを指すのか伺います。

また、こういった法人というのは、弘前市、青森市の近辺にあるのか、また全国ではどういった法人があるのかお伺いしたいと思います。

○建築指導課長(原子 覚) 委員の御質疑にお答えいたします。

どういうふうな法人かということでもありますけれども、NPO法人というのは、内閣府のホームページのほうに記載されているのですけれども、空き家の法人といたしましては、空き家を適正に管理することとか、地域の安全や景観を保つとか、地域が安心して暮らせる環境づくりなどというふうなことを定款にうたっているような法人のことを指しております。

市内におきましては、NPO法人2者が登録されているような状況で、そのほか青森市のほうにおきまして1者登録しているところがあります。

ただし、こちらの新制度として指定している管理支援法人につきましては、本制度が施行されてからというふうな法人になりますので、今のこちらのこういった法人はあくまでも今現在、内

閣府のほうでNPOとして登録している法人の中で空き家を定款にうたっている法人の数ということになります。

全国的な数につきましては、ちょっと今、資料を持ち合わせていませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

○委員長（齋藤 豪委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時08分 散会】